

平成30年第5回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成30年6月12日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成30年6月12日（火）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第71号から議案第75号まで
- 第 6 請願第2号、陳情第4号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
11番	金	田	淳	一	君	12番	中	川	隆	一	君
13番	岩	崎	隆	寿	君	14番	中	村	良	夫	君
15番	佐	藤	孝	君	16番	近	藤	和	義	君	
17番	祝	優	雄	君	18番	竹	内	道	廣	君	
19番	中	川	直	美	君	20番	猪	股	文	彦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三	浦	基	裕	君	副市長	藤	木	則	夫	君
副市長	伊	藤	光	君	教育長	渡	邊	尚	人	君	
総務部長	渡	邊	裕	次	君	企画財政長	濱	野	利	夫	君
市民福祉部	後	藤	友	二	君	産業観光長	坂	田	和	三	君

建設部長	猪股雄司君	総務部長 務部(兼選)長 課(兼委員)長 管理事務局	中川宏君
企画財政部長 副(兼財政)課長	磯部伸浩君	市民福祉部長 副(兼市生活)課長	小路昭君
産業観光部長 副(兼世推)課長	深野まゆ子君	産業観光部長 副(兼地城振興)課長	山本雅明君
建設部長 副(兼上水道)課長	渡部一男君	会計管理者 副(兼會計)課長	源田俊夫君
総務部長 課長	斉藤昌彦君	市民福祉部長 課長	大屋広幸君
市民福祉部長 課長	山本郁男君	市民福祉部長 副(兼環境)課長	原田健一君
産業観光部長 副(兼交通)課長	高津孔君	産業観光部長 副(兼農林水)課長	市橋秀紀君
産業観光部長 課長	金子聡君	産業観光部長 副(兼振興)課長	祝雅之君
建設部長 課長	矢川和英君	教育委員会 副(兼学校教)育長	山田裕之君
教育委員会 副(兼社会教)育長	渡辺竜五君	消防長	菊池慎也君

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第5回佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪股文彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、9番、渡辺慎一君及び11番、金田淳一君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（猪股文彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

- 議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る6月8日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

会期につきましては、本日から6月28日までの17日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日は、諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託、請願、陳情の常任委員会付託を行います。なお、午後1時からは議会報編集特別委員会を開催いたします。

13日は、午前10時から請願について紹介議員から説明を受けるため総務文教常任委員会を、また午後1時30分からは航路問題に関する調査特別委員会を開催いたします。

14日は、午前10時から行財政改革に関する調査特別委員会を、また午後1時30分から各派代表者会議を開催いたします。

15日につきましては、世界遺産関連の公務が予定されていることから、議案調査日といたします。

18日から20日までが一般質問であります。質問者は11人です。

20日は、一般質問終了後、追加議案の上程を行います。予定されている追加議案は4件で、国民健康保険税本算定に伴う条例改正並びに関連する補正予算等です。なお、追加議案は19日午前、議場に配付いたします。

21日から26日までの間が常任委員会審査です。

27日は、午前10時から議員全員協議会を開催します。なお、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分を目途に議会運営委員会を開催いたします。

28日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。

以上であります。

- 議長（猪股文彦君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から6月28日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は17日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（猪股文彦君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（猪股文彦君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 平成30年第5回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成30年第1回佐渡市議会定例会以降の報告事件についてご報告させていただきます。

報告第5号から報告第14号までにつきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

報告第15号 平成29年度佐渡市一般会計繰越費繰越計算書については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものです。

続きまして、報告第16号 平成29年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第17号 平成29年度佐渡市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、それぞれ別紙のとおり報告するものです。各会計の事業ごとの繰越額につきましては、さきの3月定例会で議決をいただいたとおりでございますが、その繰越額が確定しましたので、報告するものです。それぞれの繰越額につきましては、一般会計が25億9,371万5,000円、下水道特別会計が5億6,498万1,000円、財源も財源内訳のとおり、あわせて繰越をしております。

次に、平成29年7月に発生した梅雨前線豪雨災害等に係る災害復旧事業や地元調整等に不測の日数を要した道路橋りょう改良舗装事業などが一般会計の繰越事業となります。

続きまして、報告第18号 平成29年度佐渡市水道事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

続きまして、報告第19号及び報告第20号につきましては、佐渡市が出資する法人の決算に関する書類及び事業計画を提出するものです。報告第19号は、出資法人である佐渡市土地開発公社の事業計画及び決算に関する書類を提出するものであり、報告第20号については佐渡版DMOを担う団体として本年4月1日

に設立された一般社団法人佐渡観光交流機構について、その取り組みが円滑に進められるよう佐渡市として出捐を行い、運営に関与することとしましたので、事業計画及び収支予算を提出するものです。

その佐渡観光交流機構の設立についてでございます。佐渡観光交流機構は、佐渡観光協会と佐渡地域観光交流ネットワークの2つの団体が合併して設立されたものですが、観光誘客における地域間競争力の強化や魅力ある多様な旅行商品の造成、もうかる地域づくりを進め、島内経済の好循環を促すことなどにより自立できる観光地域づくりを目指すもので、国の登録制度である日本版DMOとして既に認定を受けているところでございます。本組織の理事長については、当初私が選任されましたが、5月31日に行われました第1回総会におきまして新たに理事長を選任し、私は一理事として引き続き観光地域づくりに参画していくこととなりました。また、専務理事につきましては外部からの人材の確保を行ったところであります。

次に、野浦地内の交通どめについてでございます。県道佐渡一周線の野浦地内において、平成30年4月12日に発生した落石に伴い、現在野浦から東強清水の間が全面通行どめとなっています。新潟県では、今後の状況にもよりますが、7月下旬には交通どめを解除することを目標に工事を進めております。路線バスについては、交通どめにより東海岸線が野浦バス停留所までの折り返し運転となっていたため、5月1日から岩首線の発着は本来柿野浦であるところを東強清水まで延伸し、運行しております。また、同地域の代替交通手段の確保のため、緊急的措置として5月16日から県道赤玉両津港線両津一岩首間において、平日のみでございますが、事前予約制の無料送迎車による臨時運行を開始しております。また、周辺地域の生活路線として通行できるよう、林道小佐渡2号線赤玉一両津大川間の点検、清掃等を実施しております。スクールバスにつきましては、赤玉地区から前浜小学校に通学している4年生1名が通常ルートで通学できなくなったため、運転手を1名増員し、市の公用車を使用して送迎しております。水津保育園に通園する児童2名については、保護者と協議の上、保護者の通勤に合わせ、両津東保育園に通園していただいております。また、デイサービスの利用者の一部の方にも送迎時間が長くなる等の影響が出ているため、今後も新潟県佐渡地域振興局へ早期復旧を要請してまいるところでございます。

続きまして、トキの分散飼育施設である長岡市トキ分散飼育センターでのトキの一般公開に向けた準備状況について、5月7日に長岡市の水澤副市長から佐渡市に説明がありましたので、報告いたします。この公開施設は、既存の飼育ゲージに新たに観覧施設を整備したもので、外構部分を除き、完成しております。今後公開に向けた手続を経て順化訓練を行った後、一般公開となりますが、あわせて子供たちの交流事業や佐渡市の取り組みについての情報発信も積極的に行っていただけることを確認いたしました。また、出雲市においても本年中の公開を目指し、準備をしていると聞いておりますので、詳細がわかりましたら改めて報告させていただきます。

続きまして、佐渡航路の島民割引についてのご報告でございます。平成29年4月から特定有人国境離島特別措置法により佐渡航路の島民運賃がJR並みに低廉化され、昨年度の佐渡航路利用者数は3航路全体で約146万9,000人、うち島民利用は約47万7,000人と全体の約32.5%の利用がございました。特にジェットfoilは割安感が高まったためカーフェリーからの乗りかえも多く見受けられ、利用率は前年から約5%増加となりました。なお、島民運賃割引の総事業費は約7億400万円、このうち国、県の補助額が5億3,900万円、佐渡市の負担額は1億6,500万円となっております。

続きまして、昨年末から実施した佐渡市プレミアム商品券発行事業についての報告でございます。今回は、プレミアム率を過去最高の40%に設定し、地域商店などで利用可能な商品券の割合の増加、取り扱い登録店の換金手数料の無料化、取り扱い登録店への換金の支払い回数の増加や市内の全指定金融機関と普通郵便局54カ所での換金請求を可能とするなど改善を行ったことで675店舗に参加いただき、市民の皆様からは約7,800名にご利用いただきました。この利用実績でございますが、全体の51%を飲食料品販売店が占め、大型小売店を中心に換金額ベースで1億5,700万円の消費があり、佐渡市産業連関表による試算では約2億6,500万円の経済波及効果が数字の面ではございました。しかし、スーパー等を中心にふだんどおりの消費に大方利用された結果となり、登録店舗のうち258店舗では商品券の利用が全くなかったことから、当初の目的である市内全域の経済活性化という点におきましては課題が残る結果となりました。

続きまして、ふるさと納税についてご報告いたします。平成29年度のふるさと納税の実績として、3,567件、約9,300万円の寄附がございました。平成28年度との比較では、約3,500万円の寄附金が減収となりましたが、これは魅力的な返礼品を用意できなかったこと、ふるさと納税について上手にPRできなかったこと、また以前のような高額な寄附がなかったことが要因と受けとめております。平成30年度につきましては、コース設定やお礼の品の充実、PR方法の改善点を入れて目標金額を2億円とし、目標達成に向けて取り組んでまいります。また、4月からは子どもが元気な佐渡が島（たからじま）応援コースを新設し、佐渡の元気で明るい子供たちの未来のために子育て支援等の事業に充てるほか、子ども未来応援基金に積み立てながら持続的な活用を図る予定です。また、新たにふるさとチョイスのガバメントクラウドファンディングの仕組みを活用し、佐渡文化財団の設立に向けて応援いただき、実施結果を踏まえ、他のプロジェクトにも応用したいと考えております。ふるさと納税のPRにつきましては、郷土会やさどまる倶楽部の会員など日ごろから佐渡のことを応援いただいているファンへの周知を徹底するほか、申し込みのためのふるさと納税ポータルサイトを拡充し、寄附金額の増加に努力を続けてまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（猪股文彦君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） 大きく2つお尋ねをします。

1つは、繰越明許の関係です。ちょっと忘れたので、改めて聞いておきたいのですが、例えば衛生費の中で温泉管理運営事業が繰越されていますが、これは相川の温泉の関係かなと思うのですが、これ具体的にどういうことなのかお尋ねをしたいのが1点です。

2点目は、先ほど市長から事実上今年度から動き出した新年度の目玉事業とも言える一般社団法人佐渡観光交流機構の経営状況についてであります。言うまでもありませんが、第三セクター等については厳しくチェックをしろということで、地方自治法も改正されているところでもありますので、改めてお尋ねをしたいのですが、要はこれは一体どういう組織なのか。第三セクターなのか。観光協会というのは、いわゆる任意の団体が多いのですよね。観光業者が集まってつくって、観光振興しようというものだった。第三セクターなのか。それで、以前に伊藤副市長ともやらせてもらいましたが、第三セクターで出捐するのはしてもいいよ、責任はそこに持たせなさいよという、かかわるならちゃんとかかわりなさいよというのが国の指針なのだけれども、市長も理事にも入っている、事務局も一定程度出すということであると、一体

どういふ地方自治法上における組織という位置づけなのか教えていただきたい。この関連では、平成30年度の収支予算書が出ていますよね。以前までは、佐渡観光協会の際には補助金だった。今回は委託費でしょう。委託費ということ、本来佐渡市がやるべきことをそこにやっていただくということなの。今までの佐渡観光協会のは補助金なのです。関連業者が集まって任意にやっているのを補助するので、補助金だった。以前は1億2,000万円ぐらいだったのがここ近年では、この予算書では3億6,000万円でしょう。これは、どういふことなのか。ついでに聞くと、この委託料収入ということで協議をされて、佐渡市から全部入ってくると3億6,000万円。それで、ここにずっと①から⑩まで書いてあるではないですか。全部委託料。だけれども、ここはまだ支出のところまで全て委託に出すではないですか。トンネル会社みたいに委託料をもらって委託に出す、これは一体どういふことなのかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

それともう2点目、3点目ぐらいになるかな、先ほど言った佐渡観光協会と佐渡地域観光交流ネットワークが一緒になったということでは、会員がふえなければならぬと思うのですが、会費収入についてはほぼ同じでしょう、過去と。しかも、DMOというのは観光業者だけではなくて、農業協同組合でありますとか、いろいろな団体を巻き込んでやるということになれば、普通でいけば会費収入そのものがふえなければならぬと思うのです。これどうもよくわからない。教えていただきたい。

最後に、過去の両津TMO、この前解散しましたが、両津TMOとDMO非常に似ているので、両津TMOの二の舞にならないよという意味なのですが、技術的な運営が極めて重要だというのがDMOは言われているわけなのだけれども、この予算書から見るところにおいては、佐渡市からいただいた委託料を、ここに旅行業収入の2,400万円というのがあるのだけれども、委託料をもらって委託に出しているところのピンはねと言うとおかしいけれども、その差額でしかないような気がするのですが、その辺どうでしょう。走り出したばかりだから、何ともいえないという側面はあるのでしょうか。制度設計が一番重要なので、お尋ねをいたしたいと思う。

○議長（猪股文彦君） 小路市民福祉部副部長。

○市民福祉部副部長（兼市民生活課長）（小路 昭君） ご説明いたします。

温泉管理事業の繰越についてですが、当初3月31日までに工事が終わる予定でしたが、総額7,600万円のうち受注生産の機械の納入が遅れた部分で工事の完成が4月15日にずれ込んでしまった部分3,402万円ほどが繰越となったものでございます。工事のほうは完了しております。

○議長（猪股文彦君） 祝観光振興課長。

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

まず、佐渡版DMOの佐渡観光交流機構の委託の内訳でございます。1番から11番まで委託、そして1番は負担金というような形で並んでおります。全額トンネルにしてどこかに流すというのではなくて、適切な役割分担を行って、他の会社に任せるところについては任せて委託と、共同というような形で行っております。この部分につきましては、業務の全部委託ということではなくて部分委託ということで、書面により調整をして事業の割り振り分担をしております。具体的に言うと、情報発信事業、この辺の部分につきましては広告会社とかウェブ会社にサーバーの管理委託ですとか、そういうふうな適切な役割分担。そして、例えば滞在交流型の事業の促進という部分につきましては、ライトアップですとか、そういうと

ころには照明の会社も入りますし、プロジェクションマッピング、そういうところも照明の会社。そして、ライナーバスみたいなどころにつきましては運行事業者、そういうところで役割分担を行っているものがございます。

続きまして、2団体が一緒になってという部分で、会費がふえていないというようなどころでございます。従来2つの団体が合併して1つの団体として再スタートするというような形でございますが、昔の一般社団法人佐渡地域観光交流ネットワークの部分につきましては、会員がボランティアの民間の農家、漁家の受け入れ民家と、農漁家というようなどころで、会費という形では頂戴しておりませんでした。したがって、会費をいただいていた部分につきましては、旧佐渡観光協会の会員というところがベースとなっております。今後多様な関係者の巻き込みというところがDMOは重要というようなどころになっておりますので、会費の部分につきましても中に専門部会を設けて今後検討していくというふうにして計画してございます。

続きまして、運営が重要ということで、今後の委託をまた委託に出している事業ではないかということでもございましたが、この部分につきましてはことしの事業実施、したがって今の収支予算書に載っている項目というものにつきましては基本的に観光振興課のほうで企画したもの、それを委託料という形にしているものがございます。今年度から政策提言ができる団体になるために中に専門部会を設けてさまざまな意見交換を行いまして、政策を逆に市のほうに提言するというような形になっておりますので、まだそういう意味では過渡期というようなどころでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（猪股文彦君） 質問を認めます。

中川直美君。

○19番（中川直美君） 全く答えていないのだけれども、つまりそもそもどういう組織なのかというところ、この前提。佐渡観光協会の中には補助金だったのに今回委託料。今観光振興課長が言ったことは、市のもを委託しているのだから、そうしたら市の観光振興課が要らないわけでしょう。縮小できるわけでしょう。だから、そもそもどういう組織なのか。第三セクターには間違いないです。圧倒的に出捐をしていて、なおかつ意思決定する理事も出している。事務局も出している。それで、市の仕事も委託している。以前の佐渡観光協会であれば1億2,000万円か1億3,000万円だったものが、ここ数年では3億6,000万円まではね上げて委託料を出している。そもそもこれはどういう扱いなのか。わかりにくいから、聞いているのです。そこをはっきりしてかからないと、また後で両津TMOのような問題が起きるのです。それまらず教えてください。

それと、これ3回しかできないので、次へ行きます。その委託料の件なのですが、3億6,000万円もらうのだけれども、ここの支出のところを出ている7,300万円という意味なのかな、つまり3億6,000万円委託するのだけれども、実際にはここはホームページをつくる云々で委託料に出すというのは一体幾らなのですか。これ見ると、全く入ったのがそのままになっているというような気がするのですが、どうなのかと。

3つ目、会費の問題ですが、私はDMOの関連の書類を持って見っていますが、「行政、文化、スポーツ、農林漁業、交通等の幅広い分野の観光団体が参画することという。」でしょう。これは、事実上あなたが

答弁をしたように、佐渡観光協会のものをそっくり看板をかけかえただけではないですか。ここにやっぱりいろいろなものの参画があって初めて観光をやっているという共同意識が醸成されていく流れになるにもかかわらず、なっていないのではないのですかと。具体的に予算書で聞きます。佐渡観光交流機構というのは、この機構のことをいうのだよね。一番上に佐渡観光交流機構負担金5,462万1,000円というのあるでしょう。それで、支出に行くと、この佐渡観光交流機構がなぜか負担金の支出、上に出しているのではなかったか。これどういうことなのだろう。よくわからないけれども。佐渡観光交流機構の負担金を収入して、これ一体何。収入して出しているよね、たしかどこかで。佐渡観光交流機構負担金として出している、支出。だから、逆に言うと運営費負担を二重にも三重にも佐渡市が出しているということになりはしないの。

以上、お答え願います。

○議長（猪股文彦君） 答弁を許します。

祝観光振興課長。

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

まず、一番最後の、この収支予算書の中にあります支出側の備考欄に負担金と書いてあります。その下にずっと11番まで事業が書いてございますが、これは誘客宣伝事業の支出における原資となるものが上の収入側でいうと①から⑩まで書いてありますが、これらを充てていますよという表現でございます。わかりますでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） この支出側に書いてある備考欄の部分、事業実施に当たる原資となる事業はこれらですという内容が書いてございます。

次に、委託料の部分でございます。これらはそれぞれ委託料として佐渡観光交流機構からまた別の事業者役に役割分担をして委託をするというものでございますが、全部が全部ではなくて、基本的に佐渡観光交流機構が直営で実施するもの、その部分につきましては佐渡体験の事業とそれらの事業運営とか進行管理、事務の整理、そして旅行業に係る部分というようなところで、また体験プログラムの関係というようなところにおきましては直営の事業ということで佐渡観光交流機構が運営する部分。そして、賄い切れない部分あるいはほかの事業者へ委託したほうが良い部分ということを他の事業者へ委託する部分ということでございます。具体的な金額につきましては、ちょっと計算してございません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） その部分につきましては、計算して報告させていただきたいと思えます。

○議長（猪股文彦君） 組織の部分はどなたが答弁するの。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 佐渡観光交流機構とこれまでの佐渡観光協会の立場は一応違います。今回あくまでも観光庁から日本版DMOとして正式認可を受けました。そのDMOとして認可を受けるに当たって、今後の継続性も含めた部分において地元自治体もしっかり参画すべきという部分がございます。それもあって出捐金、今回10万円という形だけでございますが、出させていただいた上で、そこで正式認可された部

分で国の観光庁のほうからもDMOへの補助金等々が市を通じて参ります。その辺のところも含めてそれを佐渡観光交流機構のほうに委託するという形でございますので、第三セクターともちょっと違いますけれども、完全な外部団体ではなく、これまで佐渡観光協会は行政としての出捐金、出資金はゼロでございましたが、今回は出捐もするという形でございますので、行政から正式なルートとして行政の中の観光振興についてを委託し、それを引き受けてくれる団体という形で考えております。

○議長（猪股文彦君） 祝観光振興課長。

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） ちょっと追加でご説明させていただきます。

委託料として外部の事業者に委託している部分の金額ということでちょっと計算しました。7,341万4,000円ということでございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） これで最後ですが、組織のあり方、ここは極めて重要に整理をしておかなければならないのです。日本版DMOの国の規定そのものが私は曖昧だと思っているのだけれども、国から認定を受けているということでのうのだったら、両津TMOだってあのとき中心市街地活性化法か何かの関係で認定を受けた団体だったのです。財務規則的に見て委託料でよろしいのですか。このことはあなた方当然検討したはずです。佐渡観光協会のときには補助金だったのだ、1億2,000万円か1億3,000万円。今回は、委託料として出した。委託料ということは、市のやるべきことをほかに委託をするのです。おまけに人も3人だかやっているわけでしょう。だとしたら、これとあわせて、私は余り観光振興課をなくせなんてとは言いませんが、観光振興課がもっと縮小してもいいだろうし……

〔「やっても直営だから、いいんだよ、そんなもん」と呼ぶ者あり〕

○19番（中川直美君） だから、その辺をはっきりしないと後々曖昧さがこれ出るといいませんか。いや、国の制度が悪いのですよ。だから、財務規則上あなた方は厳しくやっているでしょう。委託料というのは、これでいいの。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 補助金ではなく、委託契約ということにさせていただいた一番の理由については、これまで佐渡観光協会等のトータルの運営費の中で一定のお金を補助するという形でございますと、一つ一つの事業に対する成果の判定が非常に難しいという部分がございます。それに対して一つ一つの事業に対しての委託契約を結びながらということのほうが、しっかりその事業の今後の取捨選択も含めた効果のほどがわかりやすいということで、この形をとらせていただきました。

もう一つのご指摘でございますが、段階的に既に観光振興課がこれまで担っていた部分もDMOのほうへ、ちょっと人も預けましたけれども、その中で移管する作業もスタートしておりますし、今後について例えばイベント関連等々、さまざまなところを今幅広く観光振興課が抱えておりましたが、そこへの交通整理をしながら出せるものは出すということで、基本的には観光振興課そのものはあくまでも国とか県とか含めた行政とのつなぎ役、財源を引っ張ってくる役目等々を中心に機能させることで、実際の交流イベント等の部分については、段階的ではございますが、しっかりDMOのほうに切り離していこうという考え方で今スタートしております。

○議長（猪股文彦君） ほかに質疑……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） ちょっと中川直美君に聞きますが、委託料について今ほど祝観光振興課長から説明があったのですが……

〔「財務規則上いいのか」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 磯部企画財政部副部長。

○企画財政部副部長（兼財政課長）（磯部伸浩君） ご説明いたします。

財務規則上というところでございます。市が本来やるべきこと、もしくはそういったものを市にかわってこちらのほうが機能がいいという、効率的だという場合に委託という契約になるかと思えます。

○議長（猪股文彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第71号から議案第75号まで

○議長（猪股文彦君） 日程第5、議案第71号から議案第75号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第71号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成30年度税制改正及び生産性向上特別措置法に基づき、中小企業の実産性向上のため、平成30年度から3年間に於いて佐渡市の認定を受けた中小企業の実備投資に対する固定資産税をゼロとする特別措置を講ずるよう条例の一部を改正するものでございます。

議案第72号 佐渡市歴史的風致維持向上協議会条例の制定について。本案は、地域に於ける歴史的風致の維持及び向上に於ける法律に基づき、歴史的風致維持向上計画の作成等を行うため、佐渡市歴史的風致維持向上協議会を設置する条例を制定するものです。

議案第73号 除雪ドーザ購入契約の締結について。本案は、佐渡市に配備予定の除雪ドーザについて、5月28日に執行した入札の落札者と購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

議案第74号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び消防本部施設・設備整備計画に基づき、佐渡市中央消防署に配備予定の災害対応特殊消防ポンプ自動車及び佐渡市消防団南佐渡方面隊に配備予定の消防ポンプ自動車について購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第75号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ1億5,879万9,000円を追加するものです。補正内容は、歳入では国、県支出金、繰入金、諸収入及び市債などの増額計上、歳出では羽茂B&G海洋センター屋根雨漏り改修と相川体育館屋上防水改修を行う体育施設整備事業に9,533万2,000円を予算計上するほか、3月1日から2日にかけて発生しました冬季風浪災害等に於ける災害復旧経費に7,379万7,000円などを予算計上するものでございます。

よろしく審議賜りますようお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第71号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第71号についての質疑を終結いたします。

議案第72号 佐渡市歴史的風致維持向上協議会条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○19番（中川直美君） お尋ねをいたします。

先ほどの提案理由で割と無味乾燥だったもので、担当委員会はおわかりなのだろうというふうに思うのですが、そこでお尋ねします。いわゆるこれ歴史まちづくり法の関係ですよね。これもまた認定を受けて、文部科学省、農林水産省、国土交通省3省があって、ここは国土交通省でやるようなのですが、具体的に言うと、恐らく相川だろうとは思っただけけれども、歴史的風致維持向上地区計画というのを立てるための協議会ですよね。だと思っただけ、全体としてはどういうあらましで、補助事業ということになるのだろうかけれども、補助事業を入れようとしているのか。平成23年3月には佐渡市歴史文化基本構想、文化財総合的把握モデル事業をやっていますよね。そういうものも基礎にしながらこういったものは本来やるべきだろうというふうに思うのだけれども、これとのかかわりはどうなのか。

3点目、条例そのものでいいますと、第1条では歴史まちづくり法の第11条第1項の規定に基づきということになっていますが、この法律の第11条第2項では「協議会は、次に掲げる者をもって構成する」ということになっておりまして、ここの条例の20人以内で構成するものとは大分違うのですが、これで大丈夫なのですか。例えば協議会は次に上げるものをもって構成するということでは市町村、整備または管理を行うもの、そして支援法人あるいは学識経験者というふうになっているのですが、大丈夫ですか。

○議長（猪股文彦君） 説明を許します。

深野産業観光部副部長。

○産業観光部副部長（兼世界遺産推進課長）（深野まゆ子君） ご説明いたします。

ただいまご質問がございました歴史的風致維持向上計画に係ります考え方でございますが、こちらにつきましては鉾山町相川の歴史と文化を生かすための計画ということで捉えております。相川のまちづくり全体につながる計画ということで考えてございます。もちろん基本構想にもつながるものというふうに捉えております。そして、この計画を立てました暁には国の交付金、こちらのほうが有利に活用できるということで、そちらのほうを活用してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、構成員でございますけれども、この法定協議会の構成員につきましては、地域の方々の団体、それから有識者、そして関係団体の代表というようなことで15名程度を考えてございます。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 以前まち交といってまちづくり交付金も入って相川地区をやって、また新たに、これ国土交通省の関係になるのですか。どちらにしても本来まちづくりというのは文化的要素が強くて、文部科学省系列が強いだけでも、今回国土交通省の関係をあれするということなのだけでも、基本的なこういったことを進めるときの指針、3省から出ているものを見ながらやっていますが、教育委員会と緻密な連携をとりながらやっぱりやれということになっているのだが、その辺は問題はありませんか。もちろん本来教育委員会がやることを市長部局に移して、今市長部局のほうでやっているのですが、この歴史的風致維持向上計画については教育委員会とまちづくり行政がやっぱり連携してやるのが極めて重要だということになっているのですが、大丈夫かと。

構成委員の問題ですが、歴史まちづくり法第11条第2項に掲げていることと私若干違うような気がするのだけでも、これは問題ないのか。もちろん主務官庁とのやりとりをしながら進めなさいよということをやっているわけなのだろうけれども、それはこれでいいということだったのか。

それと、もう一つは何でこれ当初予算に出てこなかったのですか。

○議長（猪股文彦君） 説明を許します。

深野産業観光部副部長。

○産業観光部副部長（兼世界遺産推進課長）（深野まゆ子君） ご説明させていただきます。

今ほどご指摘のございましたこの当計画につきましては、主務大臣、すなわち国土交通大臣、それから農林水産大臣、文部科学大臣となってございます。そして、教育委員会との連携という部分につきましては、もちろん文化財の保護という観点から、教育委員会部局との連携、調整を図りながら進めていくということに間違いはございません。

続きまして、委員の内容でございますけれども、こちらにつきましては先ほど申し上げさせていただきましたとおり、この計画が適正に策定できるような構成ということで学識経験者、知識を有する者、それから団体を代表する者、行政機関の職員、そして地域を代表する者、そして市の職員等々、それは法律の中に定められております内容を遵守しながら構成していきたいと考えております。

それから、なぜこの時期になったかということでございますけれども、当初は法定協議会の審議を経て計画を主務大臣に提出するというので、当初は他の自治体に倣いまして、最初懇談会という形でスタートしようと考えておりました。しかしながら、より民意を反映させるべきであるというところから第1回の法定協議会を立ち上げて、その中で十分な審議で出た内容を計画そのものに登載していきたいということで今回の上程ということになったところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 歴史まちづくり法によると、この協議会は必須なものなのです。必須なのです。だから、ここでしっかりやるということが一番重要なのだと。

そこで聞くのだけでも、相川地区のどこになるのかよくわからないけれども、世界遺産の関係で文化財の関係の網がかかる。今回のこのまちづくり法の関係でも網がかかるということになるわけだね、考え方すると。文化財関係の網というのは結構きついと思うのだけれども、ただ平成30年3月末には全国で66カ所やっているところもあるわけだけれども、網がきつくなることについて問題はないですか。つまり国の支援や予算が一定程度もらえるのはいいのだけれども、余りにもきつくなってもそこで住む方々に

とっての問題というのが私非常にあるのではないかという気がするのだけれども、まちづくりというのは本来そういうものなの。かなり厳しいものだから、聞くのだけれども、問題ないのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 深野産業観光部副部長。

○産業観光部副部長（兼世界遺産推進課長）（深野まゆ子君） ご説明いたします。

この計画につきましては、まちづくり計画ということでさまざまな文化財保護を始めとする地域の住みよい暮らしに関係するものでございます。この中にあります計画を行うことで地域の方々に規制を強いるというのではなく、むしろ地域の方々がより住みやすいまちづくりになる、そういう方向で考えてございます。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第72号についての質疑を終結いたします。

議案第73号 除雪ドーザ購入契約の締結についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第73号についての質疑を終結いたします。

議案第74号 消防ポンプ自動車購入契約の締結についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第74号についての質疑を終結いたします。

議案第75号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第75号についての歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第75号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第75号についての歳出に関する質疑を許します。

2款総務費から4款衛生費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○19番（中川直美君） ページでいうと13ページ、民生費の高齢者生活支援事業25万円についてお尋ねをいたしたいのですが、これは一体具体的にはどういうことなのか。当初予算でばっさり切ってやったのがまた復活したということなのだけれども、例えば今年度の介護保険の冊子を配っているのがありますよね。昨年度は、この事業はこの中に入っていたのです。今年度は、この中から抜けているのです、ご承知だと思っただけだけれども。恐らく高齢者の日常生活にかかわる給付のやつを、15%削減で切られたのをここで復活してきたのだというふうに思うのだけれども、それにしても私金額も少ないと思うのだけれども、前段

の、この佐渡市の介護保険の中には抜けている。昨年度はあった、今年度は抜けている、これどうするのか。この金額から見て積極的にこの問題をやっていこうとするならば、バージョンアップもしながら本当に使いやすい、高齢者の暮らしのためになるようなものに私すべきだと思うのだけれども、その辺はどうなっているのか、どういう見込みなのかお尋ねをしたい。

○議長（猪股文彦君） 説明を許します。

後藤市民福祉部長。

○市民福祉部長（後藤友二君） ご説明いたします。

今回の日常生活用品給付事業でございます。当初予算になかったものですから、今回追加補正をさせていただくわけですが、この部分につきましては佐渡市の介護保険の冊子を4月に作成をいたしまして、5月に配付をさせていただきました。その中からはなかったということは、そういう理由でございます。それから、これにつきまして電磁調理器について私ども積極的にこれをしていきたいという思いはあったわけですが、いわゆる実績等を見まして、今回廃止事業にさせていただきましたのですが、昨年度の実績を見てみますと、従来1件、2件というものが上がってきておるということでございまして、やはり高齢者の方が生活していく上で必要と考えて今回計上させていただいたということでございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 嫌らしいかもしれませんが、そういう理由ということは、やっぱり15%カットで当初予算から切られたので、これにはのせられなかったが、今回現場で復活したということですね。その確認です。

それと、もう一つはこの冊子に書いてあるように、介護保険で定められた以外の在宅福祉サービスということは、これ極めて重要なサービスで、中身については従来と同じものなのですか。例えばこの次のページにある医療・介護・福祉の人財育成事業についてはもともと24人ぐらいだったのだけれども、急遽ふえて、3名ふやしたということで、こういうふうにかつかつにとってあるのですか。例えば、あつ、いい制度だなと気がついたら、申し込めて対応できるぐらいの予定にはなっていますか。

○議長（猪股文彦君） 山本高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（山本郁男君） ご説明いたします。

従来の制度との違いなのですが、従来の日常生活用品給付事業につきましては電磁調理器、火災警報器、自動消火器等が対象でしたが、今回は過去の例を見まして、電磁調理器しか申請がありませんでしたので、電磁調理器一本に限定をさせていただきました。金額的には上限が2万5,000円ということで、非課税世帯は2万5,000円の補助といいますか、2万5,000円が対象になりますし、課税世帯は2分の1ということで制度設計をいたしました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） そうすると、従来の制度よりも枠を狭めたから、25万円であるということね。制度を狭めたのでしょうか、利用がなかったのだけれども。私は、当初予算のときも言ったが、こういったものはそういったものだけではなくて、もっといろんなものに広げて使いやすいものにする。第7期の介護保険事業がスタートして、高齢者福祉を一生懸命やるときだからというので。では、この周知はどうします

か。つまりこの冊子にはあなた方載せなかったのだから。

○議長（猪股文彦君） 山本高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（山本郁男君） ご説明いたします。

周知につきましては、市の広報や、あとはケアマネジャーの事務所等を通じまして、周知をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

2款総務費から4款衛生費までについての質疑を終結いたします。

次に、6款農林水産業費から11款災害復旧費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

佐藤孝君。

○15番（佐藤 孝君） 商工費の国際文化芸術発信拠点形成事業の減額5,000万円、これ文化庁のほうからの補助金だったと思うのですが、肝いりで14億円の波及効果がありますということで説明を受けております。なぜ減額になったのですか。

○議長（猪股文彦君） 祝観光振興課長。

○産業観光部観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

国際文化芸術発信拠点形成事業につきましては、今年度から文化庁で新たにスタートした事業ということでございます。全部で26の自治体あるいは実行委員会というようなところで申請を行いまして、そのうちの11事業が日本を代表する文化をテーマにした発信事業ということで認可をされております。佐渡市のアース・セレブレーションを中心にした芸術祭、この部分につきましてもこの11事業の中に入っております。ことし新たにスタートした事業ということで、直接自治体に交付されているパターンと、佐渡市につきましては我々のほうで観光振興課が申請した部分、そして実行委員会が申請した部分と2通りで申請してございましたが、このうち実行委員会に直接ということになって認定がおりたものでございます。したがって、佐渡市のほうの事業としましては歳入歳出とも減額ということにさせていただいております。

○議長（猪股文彦君） 金田淳一君。

○11番（金田淳一君） 20ページの保健体育費と二十二、三ページの体育施設災害復旧事業について伺います。

歳入のところでB&Gの助成ということで1,810万円の助成があり、体育施設の整備をするということで説明を受けておりますけれども、災害復旧のほうにも小木B&G海洋センターの屋根が飛んだということで改修工事をするということで、B&Gの助成金については羽茂の部分しかないのかということをもまず教えていただきたいことと、相川地区の体育館については防水シートが剥離したことで修繕するというふうに予算の説明を聞いておりますけれども、でき上がってから40年ぐらいになる古い体育館ということで、かなり老朽化も進んでいるというふうに伺っておりますけれども、そのあたりの工事については今回の予算に入っているのか、あるいは今後そういう計画があるのかまず教えていただきたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 渡辺社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

1点目のB&Gにつきましては、羽茂のほうにしか入っておりません。羽茂につきましては、今回の冬季災害ではなくて、平成28年度も雨漏りがするというので助成の願いをした上で本年採択になったということで、工事のほうにかからせていただくものでございます。小木と相川につきましては、共済のほうに共済金ということで、災害に対する保険のあれですが、そういう形での収入を考えておまして、今この災害ですと、すぐB&Gのほうに小木の修繕をお願いしても、採択は簡単には受けられない状況ということでございます。

相川につきましては、今回について計画しておるのは雨漏りの部分だけでございます。今後耐震、また壁の修繕等必要になる可能性も十分ありますが、これにつきましては今後の公共施設の個々のあり方を含めまして、予算の対応も含めまして、そういうものを全部計画をした上での対応について今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（猪股文彦君） 金田淳一君。

○11番（金田淳一君） 財源の内訳のところ、先ほど例えば羽茂と相川のところについては特定財源で2,090万円というふうになってはいますが、歳入のところではB&Gの助成ということで1,810万円でした。残りの部分については何が特定財源なのかを教えてくださいと、それから先ほどちょっと説明ありましたけれども、小木B&G海洋センターのほうの特定財源の309万8,000円というのは何を想定しているのかを教えてください。

○議長（猪股文彦君） 渡辺社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

今回の歳入につきまして私どもが管理しているものにつきましては、589万8,000円が小木B&G海洋センターの工事に対する共済金ということで309万8,000円を予定しております。相川体育館につきましては、残りの280万円、これが共済金ということで考えているところでございます。

B&G財団の助成金としましては、これは羽茂の体育館の修繕費1,810万円ということで、これにつきましては平成28年度に申請した工事に対しての60%程度が今回認められて歳入となったというのがその内容でございます。

○議長（猪股文彦君） 金田淳一君。

○11番（金田淳一君） 雨漏りがするという事になれば、利用者の方に大変ご迷惑をおかけして、利用停止期間も発生してしまいます。これからのことですけれども、公共施設の管理をしっかりしなければならぬという中で、そういう部分の点検とかチェックは今後どのようにされるのかを教えてください。

○議長（猪股文彦君） 渡辺社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（渡辺竜五君） 今私どもの持っているスポーツ施設等につきまして、かなり老朽化等が進んでおります。その中で個別の施設についての方針を策定していく中で、私ども教育委員会といたしましても個々の今後の修繕の方針、どのくらいかかるのかを含めて再度社会体育係のほうに調査するということですので話しておりますので、その方向性とあわせながら調査をして、必要な部分が幾らなのか、今後どういう施設がどの程度まで稼働していくのかも含めて考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 手元に資料を持ってこなかったのですが、17ページの土地改良区等支援事業635万円が組み込まれていますが、私の記憶では藤木副市長通達でゼロにしたいが、ことしだけ5%にするというやつを臨時会で10%に計上して議決をしてあると思うのですが、それプラス635万円という意味ですか。ちょっと内容説明をお願いしたい。

○議長（猪股文彦君） 市橋農林水産課長。

○産業観光部農林水産課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

これについては、県単事業の10%のつけ足しということになっております。工事の内容については、長木の揚水機場の高圧ケーブルの改修、また吉井地区沖の第1揚水機場のポンプの改修ということで、10%分のつけ足しをここで見ております。これが県単事業の部分になります。

続きまして、土地改良施設については、これも10%のつけ足し部分になりますが、国仲の排水機場の除じんスクリーンの改修ということで見ておりますし、新穂地区正明寺の揚水機場の防じん機の改修、そして次の基幹水利施設ストックマネジメント事業、これについては竹田川ダムの部分の10%の上乗せというところで考えております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 質問したように、あれは吉井地区のポンプを5月臨時会で120万円でしたか、それ計上して議決をしているのだけれども、それ以外に当初予算からこれ上がっていましたか。3月定例会で否決された当初予算の中にこれが入っていたのですか。

○議長（猪股文彦君） 市橋農林水産課長。

○産業観光部農林水産課長（市橋秀紀君） お答えします。

当初予算の部分については、5月臨時会で10%のつけ足しをした部分でありまして、これについては新たに起きた事業ということになります。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 同じく先ほどの社会体育施設の関係の相川体育館の関係で、今ほどの答弁を聞いていると、屋根だけではなくて、かなり傷んでいるのではないかとということが想像できるわけではありますが、そうすると急いで全体の個別計画を立てて、相川体育館を残すのか残さないのかも含めてやっていかなければいけないと思いますが、その点どうなっているか。例えば、一応言っておきます。平成29年9月議会では、企画財政部長はサンテラ佐渡スーパーアリーナとの関係で両津と相川の体育館どうするのだと、なくするのではないのかと聞いたら、それらについては今後どうするかまだ決まっておられませんというふうに答えていますから、これが最新の答弁ですから、どうするのか。

それと、もう一つは、ほかのもそうなのですが、3月1日の暴風雨によって飛んだということなのに、何で今ごろ上がってくるのですか。幸いにも5月に新年度予算もあったではないですか。何で今ごろなのか。

○議長（猪股文彦君） 渡辺社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

体育館の方針につきましては、今教育委員会といたしましては、相川地区につきましては基本的にはなかなか代替が難しく、1個しかないというふうに理解しておりますので、必要ではないかというふうに判断しております。また、今回の修繕につきましては、まだ耐用年数が10年あるというところもございますので、そういうところも含めながら今後の方針として個別施設の計画の中で検討してまいりたいというところを今考えているところでございます。

もう一つは……

〔「何で今ごろなのか」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会社会教育課長（渡辺竜五君） 済みません。それにつきましては、これ災害のほうですので、復旧の面とどういう形にしていくかが非常に時間がかかりました。その不測の時間がかかったために今回の補正対応をお願いをしたいというところでございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 何か企画財政部長が手を挙げたがっていますが、聞き捨てならないので。だから過去に言ったでしょう、私。平成29年9月議会では、教育委員会もいたのです。ほかのところは、サンテラ佐渡スーパーアリーナができたから、壊すのだと言っているのだけれども、そうしたらまだ新しいのだけれども、両津と相川はどうするのですかと聞いたら、これ原文持っていないが、まだそちらの施設については今後どうするか決まっていないうのだけれども、教育委員会は決めているというのは、課長が変わると変わるのですか。

○議長（猪股文彦君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） ご説明申し上げます。

佐渡市公共施設等総合管理計画に基づきまして、今年度個別の計画を立てるということで今内部調整をしております。それで、個別計画どういうものかということなのですが、この施設について修繕が必要なのか、建てかえが必要なのか、それから用途変更とか複合化、それから廃止、撤去というようなことにつきまして、個別の施設についてどうしていくかという計画を立てるということでございまして、この体育館等につきましてもその計画の中で計画していくことになります。当然に市民への周知、それから市議会への報告、それから庁内体制というようなことで方針をつくりまして、早いうちに議会のほうにもご説明申し上げまして、進めてまいりたいと思いますので、よろしくご説明申し上げます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） つまり私何言いたいかというと、行き当たりばったりで続けていくとか、やっていくのではなくて、あなた方の計画でいえば財政厳しいから、副市長2人も要らないというような話なのだから、要らないところに金を使うのではなくて、まず全体としてどうしていくのかという計画があってやっぱりやっていく。今回相川体育館の場合、今雨漏りがして使えないから、簡単な修理なのだろうとは思いますが、そこはやっぱりしっかりやるべきだということを言いたかったということだけは強く言っておきます。

○議長（猪股文彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費から11款災害復旧費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第75号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号から議案第75号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 請願第2号、陳情第4号

○議長（猪股文彦君） 日程第6、請願第2号及び陳情第4号についてを一括議題といたします。

請願第2号及び陳情第4号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、18日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時14分 散会